平成29年３月29日
警　　察　　庁

児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議（第四回）
議事概要

日　時：平成29年３月29日（水）午後５時から午後５時30分までの間
場　所：中央合同庁舎第２号館　地下１階　第７・８会議室
出席者：
議　長　国家公安委員会委員長　松本純
内閣官房内閣審議官　内藤尚志
内閣府政策統括官(共生社会政策担当)　西崎文平
内閣府男女共同参画局長　武川恵子
警察庁生活安全局長　山下史雄
総務省総合通信基盤局長　富永昌彦
法務省刑事局長　林眞琴
法務省人権擁護局長　萩本修
外務省総合外交政策局参事官　飯島俊郎
文部科学省大臣官房審議官（生涯学習政策局担当）　神山修
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長　吉田学
経済産業省商務情報政策局審議官　竹内芳明

概　要：

○　議長開会挨拶

・　児童の性的搾取等の撲滅は、国際社会共通の課題であり、次世代を担う子供たちが健やかに成長できる社会の実現に不可欠である。本会議において、昨年４月以降、「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」策定に向けた検討を進めてきたが、各省庁の協力により、児童の性的搾取等の要因や背景に踏み込んだ対策を含む、大変幅広い計画案をまとめることができた。この基本計画案は、本日の議を経て、犯罪対策閣僚会議において決定する予定である。本日は、各省庁から忌憚(たん)のない御意見を頂きたい。

○　「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画（案)」について

・　第３回会議後、有識者ヒアリングでの御意見等も参考としながら関係府省庁間

で、基本計画の素案を作成し、パブリックコメントを実施したところ、35件の意見提出があり、それを踏まえて若干の修正を加えた。当初案では４本目の柱として、「被害児童の迅速な保護と被害からの立ち直り支援」と記載していたが、この「立ち直り」という用語について、被害児童を非行少年やぐ犯少年として扱うことなく被害者であることを明確にするという観点から、「被害からの回復」という用語が適切ではないかという御意見があったため検討した結果、より包括的な内容を示す「被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進」と改めることとした。

・　基本計画案は、児童ポルノ以外の児童買春やいわゆる「ＪＫビジネス」に係る対策にも範囲を広げており、昨年決定した「第三次児童ポルノ排除総合対策」に規定する施策に関連施策を加え、６本の柱、88の施策からなる多角的かつ包括的な対策を取りまとめたものとなっている。

・　１本目の柱は「児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化」。児童の性的搾取等は、被害が潜在化する蓋然性が高い一方、児童による性的なサービスの提供を期待する顧客の存在が問題の背景にあるので、児童の性的搾取は絶対に許さないという国民世論を喚起することが必要。また、国際社会と連携した取組を推進するとともに、我が国の取組に対する国際社会の理解を促進する観点から情報発信を強化することも必要。このため、国民運動の推進に向けた官民協議会の開催、各種媒体を通じた国民に対する広報・啓発活動の推進、「オンラインの児童性的搾取撲滅のためのWePROTECT世界連携」への参画、国内の取組に関する国際社会への情報発信等を盛り込んでいる。

・　２本目の柱は「児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援」。児童を性的搾取の被害から守るには、児童や保護者が、インターネット利用に潜む危険性やフィルタリング等の有効性を理解し、措置を講じることが必要。また、性的被害に遭った児童は、家庭や学校に居場所がないことや経済的な事情から、自ら安易にインターネット上に出会いを求めたり、性を売り物とする営業に身を投じたりするケースも見受けられる。こうしたリスクを抱える児童やその家族を支援することも必要。このため、学校における情報モラル教育の充実、ひとり親家庭に対する支援等を盛り込んでいる。

・　３本目の柱は「児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進」。加害者と被害児童との接触を媒介するスマートフォンやＳＮＳ等のツールの普及、多様化及び高機能化が進んでおり、これに伴って、児童が悪意のある者と接触して被害に遭うおそれが高くなっている。このため、フィルタリングやブロッキングの諸対策の推進、出会い系サイト及びコミュニティサイトに対する事業者対策の推進等を盛り込んでいる。

・　４本目の柱は「被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進」。被害が潜在化する蓋然性が高い性的搾取の被害児童の保護及び支援は、初期段階における一時保護だけでなく、継続的に行う必要性が高く、家庭環境の調整、家族関係の再構築など、中長期的に進めていくことが必要。このため、児童やその保護者等が相談しやすい環境の整備、児童相談所・市町村における児童等への支援、性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実等を盛り込んでいる。

・　５本目の柱は「被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生」。コミュニティサイト等の利用に起因する性的被害や、いわゆる「ＪＫビジネス」等への稼働に起因する性的被害の発生が確認されており、こうした実態に即して取締りを強化するとともに、再犯のおそれが高い加害者に対しては、新たな被害防止の観点から必要な措置を講じていくことが必要。このため、取締りの強化や再犯防止のための施策を盛り込んでいる。

・　６本目の柱は「児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化」。このため、児童の性的搾取等対策に携わる職員の研修や体制の強化等本基本計画に規定する各施策を着実かつ適切に実施するための施策を盛り込んでいる。

○　関係府省庁発言

・　内閣官房内閣審議官

犯罪対策閣僚会議の庶務を担当しているが、来月中旬に同会議を開催し、「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」を決定したい。

・　内閣府政策統括官

青少年環境整備を担当している立場から、今回の基本計画に盛り込まれた施策を推進する。本年７月に実施する青少年の非行・被害防止全国強調月間では、基本計画の趣旨に鑑み、児童の性的搾取等に係る対策を最重点項目に設定し、関係府省庁と連携した広報啓発活動を実施する。また、児童の性的搾取等の多くはインターネットの利用が絡んでいることを踏まえ、青少年インターネット環境整備法、第３次青少年インターネット環境整備基本計画等に基づき、青少年が安全・安心にインターネットを利用できるよう、春のあんしんネット一斉行動や青少年のインターネット利用環境整備フォーラム等の各種施策を実施する。関係省庁と連携し、児童の性的搾取等の被害防止に取り組んでいく。

・　内閣府男女共同参画局長

内閣府男女共同参画局では、女性に対する暴力を根絶する対策に取り組んでいる。ＪＫビジネスなどの若年層に対する性的な暴力に対する対策については、女

性に対する暴力に関する専門調査会が先日14日にまとめた報告書や官房長官からの指示を踏まえ、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「ＪＫビジネス」問題等に関する関係府省対策会議を開催して、４月中に実施する対応策を取りまとめている。また、５月中旬を目途に、今後の取組方針について総合的に取りまとめる。今後とも、児童の性的搾取等に係る対策の基本計画を踏まえ、関係府省庁と緊密に連携した取組を推進する。

・　**総務省総合通信基盤局長**

引き続き春の安心ネット新学期一斉行動、e-ネットキャラバン等を通じ、関係府省庁と連携して、正しい知識の啓発を行い、保護者や児童の理解の促進に努める。また、ツール対策として、携帯電話事業者の提供する青少年フィルタリングサービスに関する販売店店頭での設定の徹底に取り組むほか、インターネット上の違法情報の流通・閲覧防止に向け、引き続き、民間事業者等によるガイドラインやブロッキングの運用促進等、民間事業者による自発的・自主的な取組の支援に取り組む。これら対策は、児童の性的搾取等への対策としても重要なものと認識しているので、関係府省庁と連携して対応していく。

・　**法務省刑事局長**

検察庁においては、児童の性的搾取等に係る事案に関して、関係法令の積極的な適用を通じ、厳正な科刑の実現に努めていく。また、捜査・公判における、被害児童の保護という観点から、心理的観点等に配慮した事情聴取に関して警察、児童相談所等関係機関と連携を強化する。また、証拠開示の際、少年の住居が関係者に知られることがないようにする制度、証人への付き添いの制度等犯罪被害者保護のための捜査公判における措置について、検察庁に対して周知徹底を図る。

・　**法務省人権擁護局長**

インターネットを通じた児童ポルノの問題を盛り込んだパンフレットを作成し、全国の高校生に配布するなどしている。また、携帯電話会社と連携した人権教室を開催し、スマートフォンやインターネットの安全な使い方についての啓発などに取り組んでいる。さらに、電話やメールによる相談窓口の設置、便箋と料金受取人払いの封筒が一体となった相談用のレターの全国小中学生への配布等子供たちが相談しやすくするための対策をとっている。相談を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事案として調査を行い、警察、児童相談所等関係機関と連携して児童生徒の保護を図るなどしており、今後も基本計画４つ目の柱に関するものを中心として、効果的な施策を引き続き推進していく。

・　**外務省総合外交政策局参事官**

関係府省庁と連携して、国際社会に対する発信に取り組んでいく。外務省としては、「児童の権利に関する条約」並びに「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童権利に関する条約の選択議定書」の実施の確保に努めるとともに、本基本計画の策定を始めとする我が国の取組について、関係府省庁と連携し、積極的に情報を発信していく。また、児童の権利委員会委員に、我が国初の委員が今月就任されたが、我が国の委員による同委員会の活動への貢献は重要な意義を有しており、こうした貢献も引き続き重視していきたい。

・　**文部科学省大臣官房審議官**

情報モラル教育の推進等、児童の性的搾取等を事前に予防する取組を推進する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などの被害児童の早期発見・支援のための取組や担当者の能力向上ための取組を実施しているところであるが、基本計画を踏まえ、引き続き、関係機関・団体と連携しながら、情報モラル教育、保護者への啓発等に総合的に取り組む。

・　**厚生労働省雇用均等・児童家庭局長**

主に、基本計画の２つ目や４つ目の柱に関する施策を推進していく。具体的には、児童が経済的理由や居場所がないという理由で性的搾取の被害に遭うことがないように経済的支援や学習支援を行う。また、被害に遭った児童に対する迅速な保護を支援するため、児童相談所や婦人保護施設の体制整備、その分野における専門性強化等について関係機関とともに取り組む。

・　**経済産業省商務情報政策局審議官**

インターネットの利用を通じて、青少年が児童ポルノ事犯等様々な犯罪の被害に遭っており、これまでも関係府省と協力してフィルタリングの利用について普及啓発活動を進めてきた。インターネットにおける技術やサービスは非常に変化が激しいので、新しく出現する機器やサービスがフィルタリングに対応しているのかよく確認しながら、フィルタリングの普及促進に努めていく。

・　**警察庁生活安全局長**

警察としても基本計画策定後は、関係府省庁との連携を一層強化して政府一丸となった分厚い施策を進めていく。

○　議長閉会前挨拶

・　冒頭にも申したとおり、児童の性的搾取等の撲滅は国際社会共通の課題である。我が国は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、「世界一安全な国、日本」の創造に取り組んでいるところ、我が国を、児童の性的搾取等に厳格に対処する、児童にとっても世界一安全な国としていかなければならない。「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」が犯罪対策閣僚会議において決定された後は、性的搾取等から児童が守られる社会の実現に向け、各省庁が自ら施策を進めるとともに、国民各層、関係機関・団体及び国際社会との連携が大切になるので、各位がリーダーシップを発揮し、計画に掲げた施策を確実に推進していただきたい。

以上